

安曇野都市計画地区計画の決定(安曇野市決定)

穂高都市計画地区計画穂高駅西地区地区計画を次のように変更する。

名	称	穂高駅西地区地区計画				
位	置	安曇野市穂高の一部				
面	積	約 5.9ha				
地区計画の目標		本地区は、穂高中心市街地西に位置し、東にJR大糸線穂高駅、南北に県道2路線が近接する交通至便な地区である。本計画は土地区画整理事業と連動して地区施設整備を行うとともに、建築物に一定の制限を加える事で環境に配慮した利便性の高いゆとりある市街地の形成を目指す。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	低層で良好な環境に立地する住宅集積地として望ましい土地利用を図る。				
	地区施設の整備の方針	地区道路(11.5m、6m、5m)、穂高駅西交通広場、公園を配置し整備を行う。				
	建築物等の整備の方針	観光拠点である穂高駅周辺の環境と調和した街並みの整備を行うため、壁面位置の制限、色彩その他意匠の制限を行う。 また、良好な居住環境を創出するため、垣又はさくの構造を制限する。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		名称	幅員	延長	備考
		道 路	地区施設道路1号	11.5m	約 430m	幅員 11.5mの内 2.5mの歩道部分は新設
			地区施設道路2号 地区施設道路3号	6.0m 5.0m	約 960m 約 190m	①、②は新設 回転広場は新設
		名称	面積		備考	
	交通広場	穂高駅西交通広場	約 2,400 m <sup>2</sup>			
	公園	公園	約 1,770 m <sup>2</sup>			
事項	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度は 6/10 とする。				
	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度は 4/10 とする。				

建築物の敷地面積の最低限度	240 平方メートル
建築物の用途の制限	第1種低層住居専用地域に建築してはならない建築物
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。 (1)道路境界線までの距離 1.5m以上 (2)隣地境界線までの距離 1m以上
建築物の高さの最高限度	10m以下
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の屋根や外壁等の色彩は、刺激的な色彩・原色を避け、周辺の眺望・景観と調和する落ち着いたものとする。
垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさく(門柱その他これに類するものを除く。)の構造は、生垣又は敷地路盤面から高さ 1.5m以下の透視可能なフェンスとする。 ただし、前面道路の高さから60 cm以下のもの及び危険施設等の管理上やむを得ない構造物等はこの限りでない。

理由

南安曇郡豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び東筑摩郡明科町の合併に伴う都市計画区域名の変更に伴い都市計画地区計画名称を変更するものである。